

岐阜市中心市街地活性化基本計画

令和5年4月

令和5年3月17日認定
令和6年3月7日変更
令和6年6月5日 軽微な変更
令和7年3月5日変更
令和8年3月9日変更

岐 阜 市



岐阜市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 地域の概況	1
[2] 中心市街地の現状分析	6
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	20
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	26
[5] 中心市街地活性化の課題	41
[6] 中心市街地活性化の方針	43
2. 中心市街地の位置及び区域	45
[1] 位置	45
[2] 区域	46
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	47
第1号要件	47
第2号要件	49
第3号要件	50
3. 中心市街地の活性化の目標	54
[1] 活性化に向けた目標	54
[2] 計画期間	54
[3] 目標指標の設定	54
[4] 目標値の設定	56
(1) 「金公園地下駐車場の年間総利用時間」に関する目標値の設定	56
(2) 「歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕(中心市街地の21地点)」に関する目標値の設定	66
(3) 「居住人口の人口動態」に関する目標値の設定	79
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	83
[1] 市街地の整備改善の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	84

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	88
[1] 都市福利施設を整備の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	93
[1] まちなか居住の推進の必要性	93
[2] 具体的事業の内容	94
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	95
[1] 経済活力の向上の必要性	95
[2] 具体的事業の内容	96
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	113
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	113
[2] 具体的事業の内容	114
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	115
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	116
[1] 市町村の推進体制の整備等	116
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	118
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	127
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	127
[2] 都市計画手法の活用	128
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	129
[4] 都市機能の集積のための事業等	130
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	131
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	131
[2] 都市計画等との調和	132
[3] その他の事項	132
12. 認定基準に適合していることの説明	133

＜ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の一覧＞ 4 4 事業

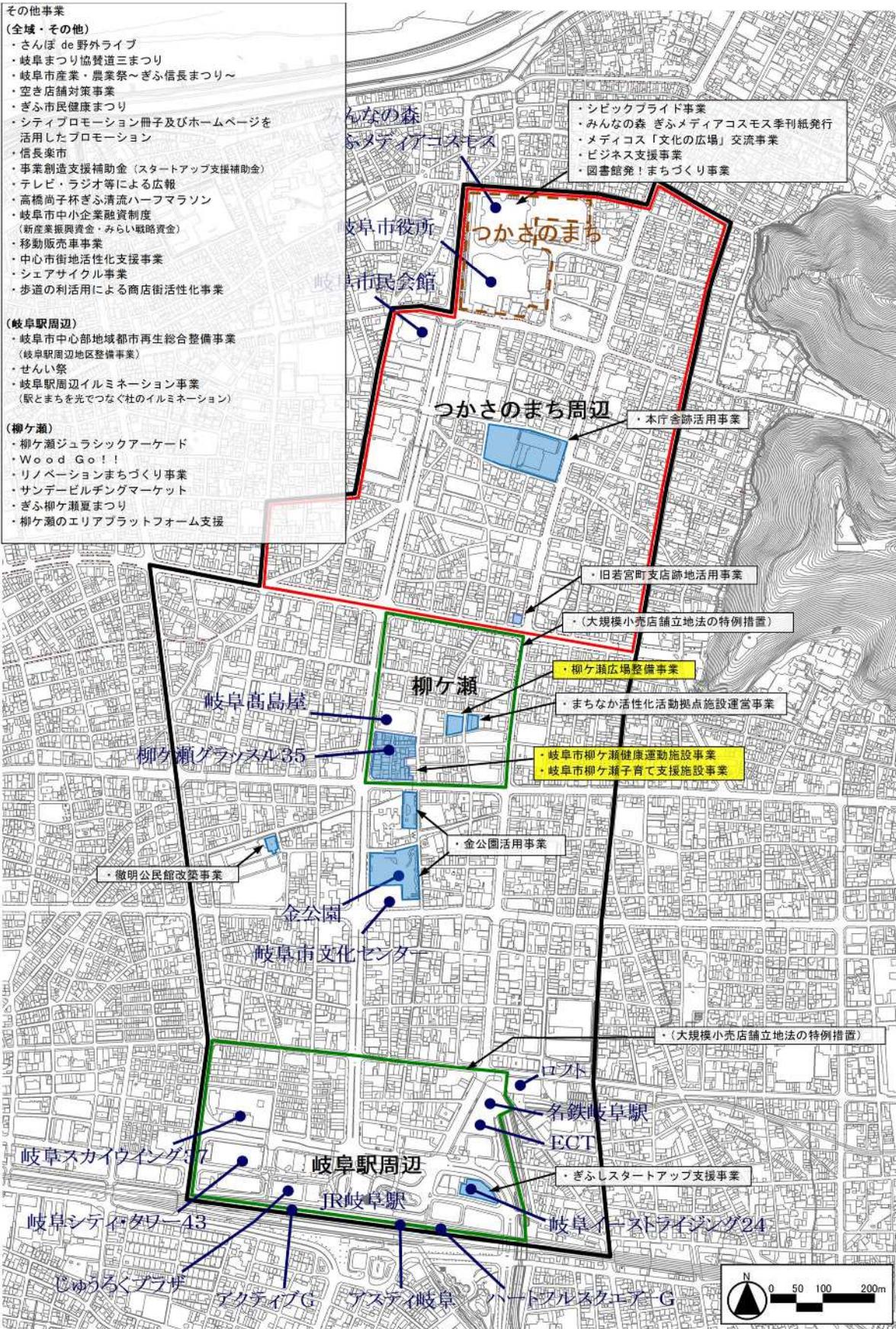
章	[2]具体的事業の内容における区分	ページ	事業及び措置名
4	(2)①	84	柳ヶ瀬広場整備事業
4	(3)	85	岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業
4	(3)	85	岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業
4	(3)	86	岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業(岐阜駅周辺地区整備事業)
4	(3)	86	<再掲>柳ヶ瀬広場整備事業
4	(3)	87	金公園活用事業
4	(3)	87	金岡公園再整備事業
5	(4)	89	岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業
5	(4)	90	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業
5	(4)	90	徹明分団本部建設事業
5	(4)	91	徹明公民館改築事業
5	(4)	91	本庁舎跡活用事業
5	(4)	92	旧若宮町支店跡地活用事業
6	(4)	94	まちなか居住支援事業
7	(1)	96	大規模小売店舗立地法の特例措置
7	(2)①	96	さんぽde野外ライブ
7	(2)①	97	岐阜まつり協賛道三まつり
7	(2)①	97	岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～
7	(2)①	98	空き店舗対策事業
7	(2)①	98	せんい祭
7	(2)①	99	柳ヶ瀬ジュラシックアーケード
7	(2)①	99	ぎふ市民健康まつり
7	(2)②	100	Wood Go!!
7	(2)②	100	信長楽市
7	(2)②	101	事業創造支援補助金(スタートアップ支援補助金)
7	(2)②	101	リノベーションまちづくり事業
7	(2)②	102	ぎふしスタートアップ支援事業
7	(3)	103	柳ヶ瀬のエアプラットフォーム支援
7	(4)	104	テレビ・ラジオ等による広報
7	(4)	104	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン
7	(4)	105	サンデービルディングマーケット
7	(4)	105	岐阜市中小企業融資制度(新産業振興資金・みらい戦略資金)
7	(4)	106	移動販売車事業
7	(4)	106	中心市街地活性化支援事業
7	(4)	107	まちなか活性化活動拠点施設運営事業
7	(4)	107	岐阜駅周辺イルミネーション事業(駅とまちを光でつなぐ杜のイルミネーション)
7	(4)	108	メディコス「文化の広場」交流事業
7	(4)	108	ビジネス支援事業
7	(4)	109	図書館発! まちづくり事業
7	(4)	109	シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション
7	(4)	110	<再掲>空き店舗対策事業
7	(4)	110	シビックプライド事業
7	(4)	111	みんなの森 めぐみメディアコスモス季刊紙発行
7	(4)	111	ぎふ柳ヶ瀬夏まつり
7	(4)	112	歩道の利活用による商店街活性化事業
8	(4)	114	シェアサイクル事業

■地区表現にかかる用語の定義

本計画において、地区表現にかかる用語については、概ね次のように定義している。

中心市街地	本計画の計画区域である約 155ha
中心部	中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区（金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西）
柳ヶ瀬	都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域(約 9ha)を中心とするエリア。ただし、「柳ヶ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域を指す。
岐阜駅周辺	都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域(約21ha)を中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域を指す。
つかさのまち周辺	みんなの森ぎふメディアコスモスと岐阜市役所が立地する「つかさのまち」を核とする、公共施設が多く集積するエリア(約 55ha) ※前期計画（3期目）では岐阜大学跡地周辺と表記

【目標指標（金公園地下駐車場の年間総利用時間）に関連する事業及び措置の実施箇所】



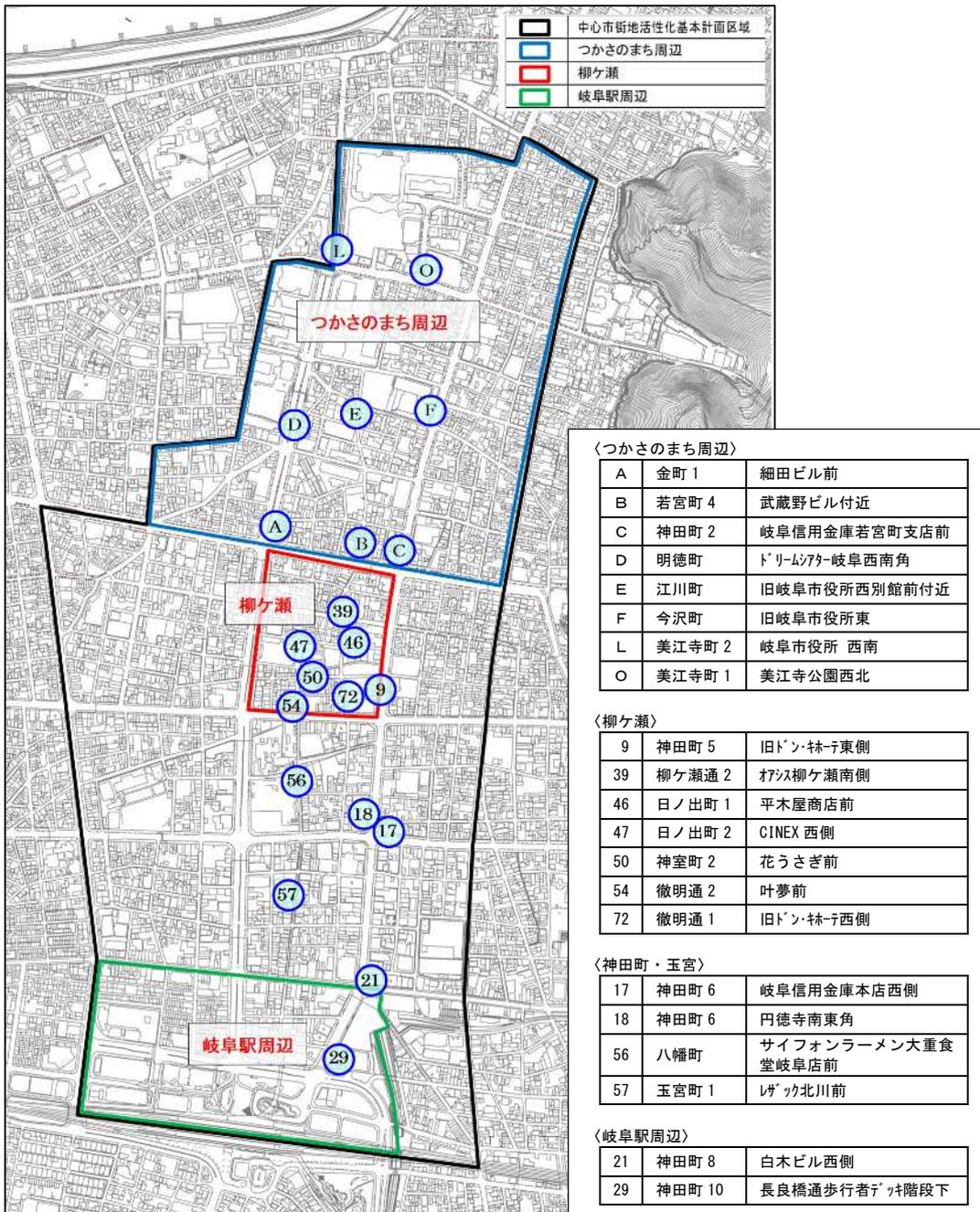
(2) 「歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)」に関する目標値の設定

基準値
38,600 (人/日) (R3 年度)



目標値
45,700 (人/日) (目標年度 : R9 年度)

【調査地点図】



※図中の地点番号：岐阜市「歩行者・自転車通行量調査」の調査地点番号

③ 目標値の設定

- ・令和9年度の推計値…37,921 (人/日)
- ・事業による効果
柳ヶ瀬広場整備事業…4,042 (人/日)
岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業、岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業
…1,133 (人/日)
前期計画掲載事業による効果…1,319 (人/日)
民間住宅供給による効果…1,258 (人/日)
 $4,042 \text{ (人/日)} + 1,133 \text{ (人/日)} + 1,319 \text{ (人/日)} + 1,258 \text{ (人/日)}$
 $= 7,752 \text{ (人/日)}$
- ・目標値
 $37,921 \text{ (人/日)} + 7,752 \text{ (人/日)} = 45,673 \text{ (人/日)}$
⇒ **45,700 (人/日) (R9年度)**

【フォローアップの時期】

本指標にかかる数値は、岐阜市「歩行者・自転車通行量調査」の休日と平日各1日における中心市街地の21地点の合計から、休日と平日の平均を算出した数値とし、各事業の進捗や目標値の達成状況についてのフォローアップを翌年度5月～6月に行う。

【フォローアップの方法】

事業の進捗状況の評価から、実績値に対する検証を行う。
また、目標設定に用いた各事業の計測値をもとに、目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

■事業ごとの計測値

事業名	計測値
柳ヶ瀬広場整備事業	整備後の広場利用者数（平日と休日の各1日、年1回調査）
岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業 岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業	施設ごとの年間施設利用者数 （当該年度の累計）
前期計画掲載事業による効果 高島屋南地区第一種市街地再開発事業 （柳ヶ瀬グラスル35）	住宅供給戸数
民間住宅供給	住宅供給戸数

【目標指標（歩行者・自転車通行量）に関連する事業及び措置の実施箇所】

その他事業

(全域・その他)

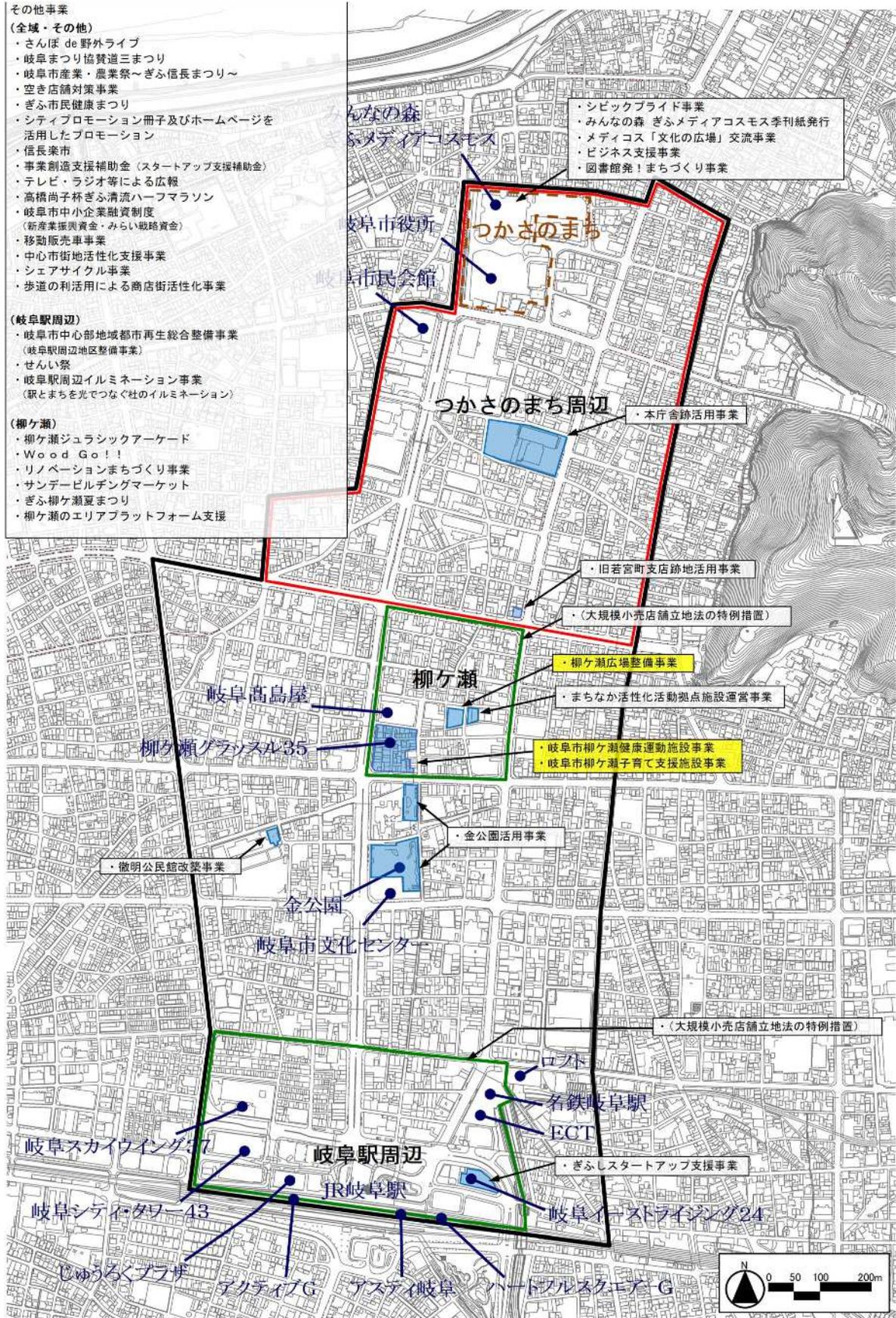
- ・さんぽ de 野外ライブ
- ・岐阜まつり協賛道三まつり
- ・岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～
- ・空き店舗対策事業
- ・ぎふ市民健康まつり
- ・シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション
- ・信長衆市
- ・事業創造支援補助金（スタートアップ支援補助金）
- ・テレビ・ラジオ等による広報
- ・高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン
- ・岐阜市中小企業融資制度（新産業振興資金・みらい戦略資金）
- ・移動販売車事業
- ・中心市街地活性化支援事業
- ・シェアサイクル事業
- ・歩道の利活用による商店街活性化事業

(岐阜駅周辺)

- ・岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業（岐阜駅周辺地区整備事業）
- ・せんい祭
- ・岐阜駅周辺イルミネーション事業（駅とまちを光でつなぐ社のイルミネーション）

(柳ヶ瀬)

- ・柳ヶ瀬ジュラシックアーケード
- ・Wood Go!!!
- ・リノベーションまちづくり事業
- ・サンデービルディングマーケット
- ・ぎふ柳ヶ瀬夏まつり
- ・柳ヶ瀬のエリアプラットフォーム支援



【事業名】 徹明公民館改築事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和5年度
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	徹明公民館の改築を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕（中心市街地の21地点） 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	施設利用者の来街や、本施設の運営によりまちなかで暮らしたくなるような環境になることで、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 本庁舎跡活用事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	株式会社十六フィナンシャルグループ
【事業内容】	本庁舎跡において、官民連携により「柳ヶ瀬エリア」と「つかさのまちエリア」のにぎわいをつなぎ、にぎわいづくりを支える空間の形成の実現を目指し、低層部に地域に開かれた共有空間を配置した複合オフィスビルの整備、活用を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量〔休日と平日の平均〕（中心市街地の21地点）
【活性化に資する理由】	本庁舎跡が、人と人の接点を誘発する「場」となり、本庁舎跡を訪れる人が、「柳ヶ瀬エリア」や「つかさのまちエリア」へ足を延ばしたり、周辺エリアを訪れた人が本庁舎跡にも立ち寄りやすくなることで、それぞれの魅力を高め、相乗効果を発揮し、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】旧若宮町支店跡地活用事業

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	岐阜信用金庫
【事業内容】	創業の地となる旧若宮町支店跡地に地域のにぎわい交流拠点となる 「G's Dream～ぎふしんの夢～」を整備し、市民が交流できるパブリックスペースとして、 コンサートや絵画展などのイベントを開催する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量[休日と平日の平均]（中心市街地の21地点）
【活性化に資する理由】	本事業により、まちの魅力となるコンテンツが創出され、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 事業創造支援補助金（スタートアップ支援補助金）

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	市内で新たに創業する方や第二創業、創業後 5 年以内の中小企業者及び個人事業主を対象に、新たな事業やサービスの創出等により、社会課題解決に資する事業実施にかかる経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)		
【活性化に資する理由】	創業時や創業初期に重要な問題となる資金面について支援を行うことで、市内での創業や新分野への進出の促進を図るものであり、まちの魅力となるコンテンツが創出されることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 6 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 リノベーションまちづくり事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	まちづくりに興味がある人たちが、まちの新旧の様々な資源が持つ魅力を活かした体験プログラムを提供すること（「柳ヶ瀬日常ニナーレ」の開催）を通して、まちづくりの担い手の育成・裾野拡大を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)		
【活性化に資する理由】	まちづくりの担い手の育成により、まちの魅力となるコンテンツがさらに創出されることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 6 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 ぎふしスタートアップ支援事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	JR岐阜駅と直結する岐阜イーストライジング24内において、リモートオフィスの運営とスタートアップ相談窓口の二本柱としたスタートアップ支援事業を行い、多様なライフスタイルに対応できる労働環境を提供するとともに、起業家数の増加や新たな事業やサービスの創出などを図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)		
【活性化に資する理由】	施設利用者の来街や、本施設の運営によりまちなかで起業やビジネスをしたくなるような環境になることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金)		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 柳ヶ瀬のエリアプラットフォーム支援

【事業実施時期】	令和7年度		
【実施主体】	岐阜市		
【事業内容】	複雑・多様化する地域課題に対し、個別解決ではなく、エリアの価値を向上させる視点で官民が連携して最適解を導く必要があり、その指針となる、目指す街の将来像（エリアビジョン）の策定に向け、主体となる地域の活動を促す地域の人材が集積した官民連携のエリアプラットフォームの構築等を支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加		
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)		
【活性化に資する理由】	目指すべきまちづくりの方向性が共有され、民間プレイヤーや地域の人々の自発的な活動を促進する環境がつくられるため		
【支援措置名】	官民連携都市再生推進事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 テレビ・ラジオ等による広報

【事業実施時期】	平成 30 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	生活に密着した市政情報や市民活動及びイベント情報などを、テレビやラジオで広報し、シビックプライドの醸成を図るとともに、交流人口の増加を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点) 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	中心市街地をはじめ岐阜市の魅力をテレビおよびラジオによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに市民のシビックプライドを醸成し、交流人口及び定住人口の増加により、まちなかにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン

【事業実施時期】	平成 23 年度～
【実施主体】	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会
【事業内容】	市内中心市街地を含むコースで約 1 万人が参加するハーフマラソン大会を開催する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)
【活性化に資する理由】	県内外からの参加者が来岐し、前日のエントリー手続きやイベント参加、当日のハーフマラソンに参加することで、宿泊や飲食など中心市街地での消費額や関係人口の増加に寄与するとともに、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】サンデービルディングマーケット

【事業実施時期】	平成 26 年度～
【実施主体】	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社、岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会
【事業内容】	手仕事(クラフト)の商品等を扱うお店を集めたイベントの定期開催。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)
【活性化に資する理由】	手仕事(クラフト)の商品等を扱うお店を集めたイベントを定期的で開催することで、固定顧客の創出と実店舗に出店する可能性のある魅力ある事業者の獲得を目的とする事業であり、商店街周辺の購買、消費行動につなげることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】岐阜市中小企業融資制度（新産業振興資金・みらい戦略資金）

【事業実施時期】	平成 26 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	中心市街地対象エリア内において、新規または既存で事業を行う方を対象とした融資制度を実施。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)
【活性化に資する理由】	計画区域内において店舗や事業所を設置する事業者を支援することで活性化を図るものであり、ひいては中心市街地への集客力を高め、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 移動販売車事業

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	岐阜商工会議所
【事業内容】	会員事業者に対し、移動販売車の無料貸し出しを行う。 移動販売車を活用し、飲食店や小売・卸売事業者が自らまちに出向き、ランチタイムやイベントなどで販売する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	飲食店や小売・卸売事業者が自らまちに出向き販売することで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 中心市街地活性化支援事業

【事業実施時期】	平成30年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	まちづくり団体や商店街団体等が取り組む事業に対し、関係者との調整や助言などの支援を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	本事業により、まちの魅力となるコンテンツがさらに創出されることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 まちなか活性化活動拠点施設運営事業

【事業実施時期】	令和2年度～
【実施主体】	一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
【事業内容】	リノベーションまちづくり推進拠点「やながせR（アール）テラス」を運営し、交流・休憩スペースなどを提供するとともに、レンタルスペースの運営を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	本施設の利用者が集い、交流することで、まちの魅力となるコンテンツがさらに創出され、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 岐阜駅周辺イルミネーション事業（駅とまちを光でつなぐ杜のイルミネーション）

【事業実施時期】	令和元年度～
【実施主体】	岐阜駅周辺活性化実行委員会
【事業内容】	岐阜の伝統工芸品を活用したイルミネーションを継続的に実施し、駅周辺地域のにぎわいを創出する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	イルミネーションにより、まちへの来街のきっかけや滞在のきっかけとなることで、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】メディコス「文化の広場」交流事業

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	みんなの森 ぎふメディアコスモス自主事業実行委員会
【事業内容】	ぎふメディアコスモスを拠点とした、にぎわいの創出に資するマルシェ等の開催。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	にぎわいの創出に資するマルシェ等の開催により、施設利用者が来街し、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】ビジネス支援事業

【事業実施時期】	平成18年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	創業希望者や中小規模の事業者を対象に、ビジネス支援相談窓口などでビジネスに役立つ情報を提供し、支援する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	相談窓口利用者の来街や事業者が生み出すまちの魅力となるコンテンツの創出により、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】図書館発！まちづくり事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	まちライブラリーの活動支援、市民文庫の設置。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)
【活性化に資する理由】	まちライブラリー等を通じ、図書館の新たな利用者が増加するとともに、来館者の周辺地域への回遊を促し、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション

【事業実施時期】	平成 30 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	活力ある若年層をメインターゲットにして、シビックプライドを醸成させるとともに、「岐阜市に行ってみたい、住んでみたい」と共感できる冊子・ホームページ制作を行う。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点) 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	中心市街地をはじめ、岐阜市の魅力を冊子及びホームページによる情報発信を通じ、岐阜市の認知度とイメージを高めるとともに、市民のシビックプライドを醸成し、交流人口及び移住者や定住人口の増加により、まちのにぎわいを生み出し、持続可能な岐阜市の発展を実現するものであり、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 空き店舗対策事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	小売業等を営む出店者が、空き店舗を活用して行う事業に対して、店舗賃借料及び初期費用に限り、その費用の一部を助成する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点)
【活性化に資する理由】	中心市街地の空き店舗を減らし、商店街の活性化を図るために、意欲のある新規出店者に助成をすることで、まちの魅力となるコンテンツが創出され、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

【事業名】 シビックプライド事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	まち歩きツアーや令和 3 年度に設置した「シビックプライドプレイス」のコンテンツを市民の手で充実させるための担い手育成講座など、市民のシビックプライド醸成を図るイベントや講座の実施。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の 21 地点) 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	市民のシビックプライド醸成を図ることによって、施設利用者が来街するとともに、まちに愛着を持つようになることで、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 みんなの森 ぎふメディアコスモス季刊紙発行

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	ぎふメディアコスモスの視点から、市の文化的魅力を発信する広報媒体の発行。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加 まちなか暮らしを選択する人の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点) 居住人口の人口動態
【活性化に資する理由】	市民のシビックプライド醸成を図ることによって、施設利用者が来街するとともに、まちに愛着を持つようになることで、滞在時間の向上や来街者数の増加、まちなか暮らしを選択する人の増加につながるため。

【事業名】 ぎふ柳ヶ瀬夏まつり

【事業実施時期】	令和2年度～
【実施主体】	ぎふ柳ヶ瀬夏まつり実行委員会
【事業内容】	ぎふ長良川花火大会の連携事業として、商店街全体で長良川花火大会を盛り上げていくことを目的に、柳ヶ瀬商店街の「夏まつり」をテーマに各種のイベントを実施し、商店街のにぎわい創出及び活性化を図る。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地21地点)
【活性化に資する理由】	このイベントを定着化させることにより、中心市街地への来街者の増加を目指すものであるため。

【事業名】 歩道の利活用による商店街活性化事業

【事業実施時期】	令和7年度～
【実施主体】	岐阜市商店街振興組合連合会
【事業内容】	歩行者利便増進道路制度を活用したマーケット開催エリア、テーブル・椅子設置エリアの拡大及び社会実験を実施する。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	歩道を有効活用した事業を実施することにより、中心市街地の商店街活性化を図るものであり、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

【1】公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

岐阜市では、昭和40年以降の急激なモータリゼーションの進展に伴い、自動車需要の増加に対応する道路整備や大規模住宅団地・土地区画整理事業などの開発を進めてきた。その結果、自動車利用を前提とした低密度に拡大した市街地が形成された都市構造となり、このことがより一層自動車利用に拍車をかけた。

そこでこれまでの計画では、公共交通網(バス路線)について利用者ニーズにあった、わかりやすいバス路線の再編を実施するとともに、バスレーンやPTPSの導入、バスロケーション表示機やバス停上屋の整備を実施するなど、効率的なバス運行、サービス水準の高い利用環境の構築を推進してきた。また、交通結節点であるJR岐阜駅において、平成19年3月、岐阜駅北口駅前広場にバス乗降場を整備し、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性が強化され、公共交通利用者の利便性は飛躍的に高まることとなった。さらに、JR岐阜駅から市庁舎を循環する中心部ループ線の設置、コミュニティバスの運行など、中心市街地内及びその周辺との回遊性の向上を図ってきた。

(2) 公共交通機関の利便性の増進の必要性

こうした現状を踏まえ、中心市街地の活性化を図るためには、これまでの取り組みをさらに発展させ、日常的に訪れたいくなるようなまちにしていくことが必要。そのためには、中心市街地活性化の取り組みと連携して、公共交通の利用促進を図ることが必要であることから、次頁以降の事業を基本計画に位置づける。

【8章に新たな事業等がない理由】

これまでの取り組みにより、中心市街地への公共交通利用者の利便性は高まっている。

また、令和4年4月に「ぎふ・まちなかレンタサイクル事業」から「シェアサイクル事業」に生まれ変わるなど、継続事業であってもより利便性が高まるよう努めている。

(3) フォローアップの考え方

事業について毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進等の目標達成に向けた改善措置を講じる。更に、計画期間終了後、数値目標の達成状況を確認するとともに、中心市街地活性化への効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

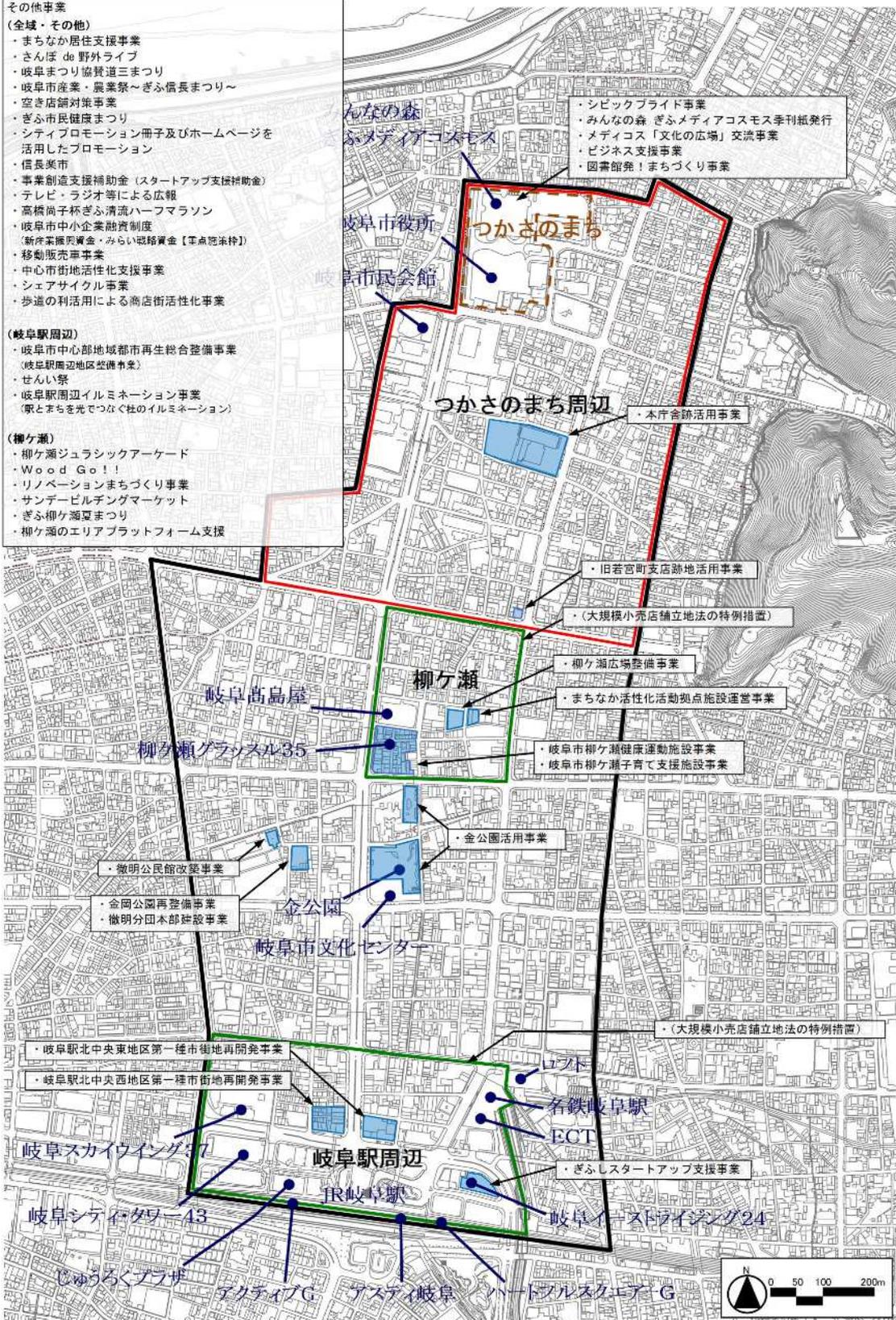
(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 シェアサイクル事業

【事業実施時期】	令和4年度～
【実施主体】	岐阜市
【事業内容】	無人管理によるサイクルポート間で自由に貸出・返却が可能なシェアサイクル（自転車）の導入。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	滞在時間の向上 来街者数の増加
【目標指標】	金公園地下駐車場の総利用時間 歩行者・自転車通行量 [休日と平日の平均] (中心市街地の21地点)
【活性化に資する理由】	中心市街地にシェアサイクルポートを設置することで、公共交通機能の補完が期待されるとともに、来街者の行動範囲が広がり、徒歩では行けなかった場所に行くことができるようになり、滞在時間の向上や来街者数の増加につながるため。

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

	中心市街地活性化基本計画区域	約 155ha	
	柳ヶ瀬	約 9ha	(都市再生緊急整備地域 柳ヶ瀬通周辺地域)
	岐阜駅周辺	約 21ha	(同上 岐阜駅北地域)
	つかさのまち周辺	約 55ha	



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 中心市街地活性化に関連する部局を統括する組織

経済部中心市街地みらい戦略課において、関連部局と連携し、中心市街地活性化基本計画の作成・変更・フォローアップを行う。

② 市庁内における連絡調整のための会議の設置状況

計画に記載された事業の実施やフォローアップ等の連絡調整を行うため、副市長及び関連部長で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置している。

また、計画記載の個別事業の連絡調整を図るため、事業担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置している。

令和6年4月現在

名称	構成員
岐阜市中心市街地活性化推進会議	両副市長（この内、経済部を主に担当する副市長は、岐阜市中心市街地活性化協議会の委員）、市長公室長、企画部長、財政部長、行政部長、ぎふ魅力づくり推進部長、経済部長、子ども未来部長、保健衛生部長、環境部長、まちづくり推進部長、都市建設部長、基盤整備部長、市民協働推進部長
岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議	中心市街地みらい戦略課長、掲載事業担当主管課長、掲載事業担当課長等

【推進会議の開催状況】（令和4年度以降）

年月日	議題等
第26回 令和4年8月24日	・次期中心市街地活性化基本計画について 次期岐阜市中心市街地活性化基本計画＜原案書＞について
第27回 令和4年12月16日	・次期岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）について

(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

令和4年第4回定例会(9月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市民クラブ》 ・現在の中心市街地の状況を踏まえ、計画終了後どうしていくのかについて。	《まちづくり推進部長》 ・ 現在の中心市街地の状況について 3期目の中心市街地活性化基本計画に掲げております「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」の実現に向けて、一定の成果はあったものと考えております。一方で、サンデービルディングマーケットなどのイベント開催時を除いては、柳ヶ瀬の歩行者・自転車通行量は減少傾向で、地価についても緩やかに下落が続いているなど、中心市街地全体としての活性化には至っておりません。こうしたことから、引き続き次期計画を策定し、取り組みを進めていく必要があると考えております。 ・ 計画策定について 計画策定にあたり、今後の中心市街地を考えますと、商業と住宅が混在してまちの再生が進む中、店でモノを売って人が集まる場所から、来街者や居住者がイベントなど、様々なまちのコンテンツを楽しみ、時を過ごす場所へと変化していくものと考えております。昨年度、柳ヶ瀬商店街振興組合連合会が策定されました「柳ヶ瀬グランドビジョン」におきましても、今後、モノ消費から時間消費へとまちの機能が変わることが記載されております。 そこで、次期計画では、これまでの取り組みをさらに発展させ、商業的な魅力や滞在性の向上など、より長い時間、中心市街地で過ごしたくなるような魅力を高め、日常的に訪れたいくなるまちにしていこうことや、居住者を確保していくため、まちなかで暮らしたくなるような環境づくりを基本方針の案としております。 なお、計画策定にあたりましては、両副市長及び関係部長から構成される中心市街地活性化推進会議や、学識経験者、地元商店街振興組合連合会、関係自治会、まちづくり会社などから構成される岐阜市中心市街地活性化協議会でご協議をいただき、内閣総理大臣の認定を目指しているところでございます。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

「岐阜市中心市街地活性化協議会」は、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察等を構成員とし、平成 18 年 8 月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。

(2) 協議会構成委員

令和 6 年 10 月末現在

所 属	役 職 等	根 拠 法 令	備 考
国立大学法人 岐阜大学	名 誉 教 授	法第15条第4項関係 (有識者)	会長
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団	常 務 理 事	法第15条第1項第1号イ関係 (中心市街地整備推進機構)	
岐阜商工会議所	副 会 頭	法第15条第1項第2号イ関係 (商工会議所)	副会長
	専 務 理 事		
岐阜市商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取 締 役	法第15条第4項関係 (事業者)	
株式会社十六銀行	地 域 創 生 部 部 長	法第15条第4項関係 (金融機関)	
岐阜信用金庫	地 方 創 生 部 部 長 代 理	法第15条第4項関係 (金融機関)	
華陽自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
徹明自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
明德自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
京町自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会 長	法第15条第4項関係 (福祉団体)	
公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長	法第15条第4項関係 (教育文化団体)	
名古屋鉄道株式会社	常 務 執 行 役 員 地 域 活 性 化 推 進 本 部 長 副 本 部 長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜乗合自動車株式会社	常 務 取 締 役	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜中警察署	生 活 安 全 課 長	法第15条第4項関係 (警察)	
岐阜市	副 市 長	法第15条第4項関係 (行政)	

(3) 法第 15 条各号の規定に適合していること

協議会は、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るためにふさわしい者（一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団：岐阜市の出資比率 100%、平成 18 年 8 月中心市街地整備推進機構に指定）と、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者（岐阜商工会議所）が共同し、組織している。

(4) 協議会規約

岐阜市中心市街地活性化協議会規約

一部改正 平成 20 年 2 月 27 日

一部改正 平成 22 年 5 月 26 日

一部改正 平成 25 年 8 月 9 日

(名称)

第 1 条 本会は、「岐阜市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を岐阜県岐阜市神田町 2 丁目 2 番地に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、岐阜市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第 4 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 岐阜市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 岐阜市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委員)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に該当するもの
- (2) 法第 15 条第 4 項の規定に該当するもの
- (3) 岐阜市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同したもの

2 委員の任期は、中心市街地活性化基本計画の当該期中とする。

3 委員については、再任を妨げない。

(入会)

第 6 条 前条第 1 項各号に掲げる者で協議会の委員として入会しようとするものは、その旨を会長に申し出なければならない。

(退会)

第 7 条 委員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

2 委員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第 8 条 委員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において委員の 4 分の 3 以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第9条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第11条 会議の運営に当たっては、委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮する等、会議の活性化を図るとともに、公平性の確保に努めるものとする。

- 2 会議は、第三者の傍聴を認める。
- 3 会議を開催した場合は、会議の議事録を作成し、公開する。

(部会の設置)

第11条の2 中心市街地活性化基本計画に記載する事業の推進等に関し、より具体的な協議及び検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、岐阜商工会議所（以下「事務局」という。）において処理する。

(広告)

第13条 協議会の広告は、事務局のホームページに掲載することによりこれを行う。

(解散)

第14条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月9日から施行する。

(5) 協議会開催状況（令和4年度以降）

年月日	議題等
第21回 令和4年6月1日	・(3期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について ・3期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画終了後の取り組み方針について
令和4年6月10日	意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」
第22回 令和4年8月31日	・次期中心市街地活性化基本計画について 次期岐阜市中心市街地活性化基本計画＜原案書＞について
第23回 令和4年12月20日	・次期岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）について
令和4年12月26日	意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。」
第24回 令和6年1月31日	・(4期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について 意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」
令和7年1月14日	・(4期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について 意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」
第25回 令和8年1月8日	・(4期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について 意見書提出 「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」

(6) 基本計画策定に関する協議会の意見書

岐阜市長 柴橋正直 様

岐阜市中心市街地活性化基本計画に関する
意見書

令和4年12月26日

岐阜市中心市街地活性化協議会



令和4年12月20日付け岐阜市ま政第95号で照会のありましたことについて、本協議会の意見は次のとおりです。

記

(意見)

岐阜市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」)は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(参考意見)

基本計画(案)については、これまでの基本計画を総括し、基本方針や事業等が設定されていることから、事業の着実な進捗により中心市街地が活性化されると考えられる。今後、より一層の効果が上がることを期待し、次の意見を申し添えるので参考にされたい。

1 目指す中心市街地の都市像について

中心市街地が商業中心のまちから、商業と居住が混在したまちへと変化し、単に物を消費する場から、時間を消費する場へと変わっていくことが予想される。このような変化をしっかりと捉え、目指す中心市街地の都市像である

「ここにしかない時間の過ごし方をつくり、日常的に訪れたいまち」の実現に向け、公と民が連携し、方向性を合わせて取り組むことが求められる。



2 時間を消費したくなるような魅力づくりについて

中心市街地に住む人や訪れる人が豊かな時間を過ごせるよう、これまでの商業的な魅力に加え、金公園や柳ヶ瀬広場の公共空間の利活用など、滞在性の向上などについて取り組まれない。

3 選ばれるまちなか暮らしについて

中心市街地の居住者を引き続き確保するため、岐阜市のまちなかでの暮らしが多くの人に選ばれるよう、ハード面とソフト面を合わせ、暮らしたくなる環境づくりに取り組まれない。

4 センターゾーンのエリアの価値向上について

観光資源の豊富な岐阜公園・金華山・長良川・旧岐阜町（川原町や伊奈波地区など）エリアと中心市街地が一体となったセンターゾーンにおいて、各エリアの価値を高め、相乗効果を生むよう、公と民が連携したまちづくりの施策を検討されたい。

5 中心市街地へのアクセシビリティについて

中心市街地で時間を消費したくなるような環境となるよう、公共交通の利活用など、アクセシビリティの向上に取り組まれない。

以 上

令和4年12月26日

岐阜市中心市街地活性化協議会

会長 野々村



[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析、地域住民のニーズ分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」、「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」に、それぞれ記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

岐阜市では、都市機能を総合的に増進するため、中心市街地整備推進機構と都市再生推進法人を指定している。

また、中心市街地の活性化を推進するにあたり、民間、地域、行政など様々な主体による連携組織が設立されている。

①「中心市街地整備推進機構」

岐阜市の出資法人の中で、「中心市街地活性化に関する事業」を行うことを定めている「財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成24年4月より一般財団法人）」から、中心市街地整備推進機構の指定の申請があり、平成18年8月11日に指定した。

同公社は、まちづくり活動に関することなども実施しているが、中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを機に、中心市街地活性化とまちづくりとを融合させ、平成20年7月に商店街の情報発信拠点として「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を整備し令和2年3月まで運営を行った。令和2年9月にはリノベーションまちづくりを推進し、まちづくりの担い手の育成・創出を図るため、ロイヤル劇場ビルに「リノベーションまちづくり推進拠点 やながせRテラス」を整備・運営するなど、市や商店街等と連携しながら数々の活性化への取り組みを実施している。

②「都市再生推進法人」

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき、都市再生の新たな担い手であり行政と連携したまちづくりに取り組む法人として、「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」から都市再生推進法人の指定の申請があり、平成29年7月7日に指定した。

同会社は、サンデービルディングマーケットの開催や遊休不動産の利活用等各種事業に対するコンサルティング事業を行っており、「柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐ」ためのまちづくり活動を、柳ヶ瀬の商店主・地域住民と連携し実施している。

また、令和2年5月には同会社のこれまでの取り組みが評価され、国土交通省において都市の課題解決に取り組み、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる先進的な取り組みを行っているまちづくり法人を表彰する、第9回「まちづくり法人国土交通大臣表彰」において、国土交通大臣賞を受賞している。

③「JR 岐阜駅周辺施設連携促進協議会」

岐阜駅周辺地域の活性化を目指し、JR 岐阜駅とその周辺施設(ハートフルスクエアG、アスティ岐阜、アクティブG、じゅうろくプラザ、岐阜シティ・タワー43)、岐阜県、岐阜市及び駅周辺地域関係者により、平成20年5月に設立された。県、市及び民間事業者や団体が連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

④「岐阜市中心市街地道路空間利活用懇談会」

中心市街地の道路空間の利活用を検討するにあたり、専門的かつ幅広い意見を交換するため、学識経験者、地域関係者、関係行政機関、まちづくり関係団体、交通関係団体、経済関係団体、岐阜市を構成員として、令和3年12月に議論を開始し、今後の中心市街地の道路空間のあり方を検討している。

(3) パブリックコメントの実施について

市民の意見を基本計画に反映するために、令和4年11月1日から令和4年11月30日まで、基本計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、本計画策定の参考とした。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

岐阜市の中心市街地は、上位計画及び関連計画において以下のように位置づけられ、都市機能を集積する方針を示している。

(1) 「岐阜市未来のまちづくり構想」(令和4年2月策定)

「コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市へ」として、人口減少や高齢化が見込まれる中においても健康で快適な生活を確保するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、住宅と医療・福祉・商業等の利便施設がまとまって立地するようゆるやかに誘導を図りつつ、公共交通と連携したまちづくりを推進することとしている。

(2) 「岐阜市立地適正化計画」(平成29年3月策定)

将来都市像を「高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と、身近な生活拠点が適切に配置された日常生活圏とが、公共交通など総合的な交通体系により効率的に連絡しあう、多様な地域核のある集約型都市」としている。

また、中心市街地を含む都市拠点区域の基本方針において、都市の顔となる拠点として、業務機能の誘導や便利で快適なまちなか居住の推進など土地の高度利用を図ることで、魅力ある市街地の形成を促進すること。また、集約型市街地の形成に向けて、都市構造に大きな影響を与える商業施設等の立地促進や公共公益施設の立地促進を図ることとしている。

(3) 「岐阜市都市計画マスタープラン」(令和4年3月策定)

将来都市像を「コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市」とし、中心市街地を含む本市のセンターゾーンにおいて、本市及び周辺都市の中心として、日常生活に必要な都市機能に加え、エリアの個性を際立たせる高度で多様な都市機能の集積を図ることとしている。

[2] 都市計画手法の活用

岐阜市においては、都市構造に影響を及ぼす大型商業施設の規制を目的に、準工業地域を対象に特別用途地区の一つとして、平成 19 年に「大規模集客施設立地規制地区」を定めている。

■対象区域：岐阜市内の全ての準工業地域（約 1,213ha）

■規制対象：下表に示す床面積が 10,000 m²以上の大規模集客施設を新たに建築することはできない。

用途	備考
劇場 映画館 演芸場 観覧場 ナイトクラブ※	客席部分が 10,000 m ² を超えるもの
店舗 飲食店 展示場 遊技場 勝馬投票券券売所、 場外車券売場 など	売り場等の他、通路、バックヤード等を含み、 その用途部分が 10,000 m ² を超えるもの (駐車場は含まない)
その他これに類するもの	

※平成 28 年 12 月条例改正により追加

■条例：岐阜市特別用途地区建築条例

■決定年月日：平成 19 年 11 月 30 日（最終改正：平成 28 年 12 月 14 日）

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地及びその周辺の主な公共施設・都市福利施設の立地状況

中心市街地及びその周辺の主な公共施設・都市福利施設（学校、病院）の立地状況は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。

【中心市街地及びその周辺の主な公共施設・都市福利施設の立地状況（施設分類）】

施設分類	施設数	施設名称
公共施設	19	みんなの森ぎふメディアコスモス、岐阜市役所、岐阜地方裁判所・家庭裁判所、岐阜市民会館、岐阜地方検察庁、岐阜北税務署、消防本部・岐阜中消防署、岐阜中警察署、岐阜市子ども・若者総合支援センター、中央青少年会館、ドリームシアター岐阜、岐阜商工会議所、保健所・中保健センター、岐阜市文化センター、岐阜市文化産業交流センター（じゅうろくプラザ）、ハートフルスクエアG、岐阜市体育ルーム、岐阜市立図書館分館、岐阜南税務署
学校（小学校、中学校、高等学校、盲学校）	10	岐阜小学校、岐阜盲学校、岐阜高等学校、明郷小学校、岐阜中央中学校、鶯谷中学校、鶯谷高等学校、草潤中学校、徹明さくら小学校、白山小学校
病院	4	操外科病院、Y&M藤掛第一病院、千手堂病院、朝日大学病院

（注）令和4年8月末現在

資料：岐阜市まちづくり推進部調べ

(2) 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況

岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。店舗面積 10,000 m²以上での郊外の大規模小売店舗については、8件中2件が準工業地域に立地している。

【岐阜市の大規模小売店舗の立地状況】

	1,000～1,499 m ²	1,500～2,999 m ²	3,000～4,999 m ²	5,000～9,999 m ²	10,000 m ² 以上	計
店舗数(店)	16	38	10	5	9	78
店舗面積計(m ²)	21,121	81,329	38,299	28,584	178,118	347,451

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2022」

【岐阜市の用途地域別大規模小売店舗の立地状況（店舗面積 10,000 m²以上）】

分類	大規模小売店舗の名称	主な業務	開店日	店舗面積 (m ²)	用途地域
中心	平和ビル（岐阜タカシマヤ）	百貨店	S52.9	20,390	商業地域
郊外	タイヨーショッピングセンター（イオン柳津店）	ショッピングセンター	S54.7	19,828	近隣商業地域
郊外	マーサ21（イオン岐阜店）	ショッピングセンター	S63.11	34,330	近隣商業地域
郊外	岐阜ショッピングプラザ（MEGAドン・キホーテUNY岐阜店）	総合スーパー	H5.6	13,381	準工業地域
郊外	スーパーマーケットパロー芥見店	食品スーパー	H8.11	10,899	商業地域
郊外	スーパーマーケットパロー長良店	食品スーパー	H9.11	10,181	準住居地域
郊外	カラフルタウン岐阜	ショッピングセンター	H12.11	46,283	工業地域
郊外	オーキッド・パーク	ショッピングセンター	H13.11	11,000	商業地域
郊外	スーパービバホーム岐阜柳津店	ホームセンター	H18.7	11,826	準工業地域

資料：東洋経済新報社「全国大型小売店総覧 2022」

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画に記載した事業等のうち、都市機能の集積に特に資すると考えられるものは、以下のリストに網掛けをした事業である。

事業名称	記載箇所	第4章	第5章	第6章	第7章	第8章
		市街地整備改善	都市福祉施設	まちなか居住の推進	経済活力の向上	公共交通の利便性増進
柳ヶ瀬広場整備事業		●				
岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業		●				
岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業		●				
岐阜市中心部地域都市再生総合整備事業 (岐阜駅周辺地区整備事業)		●				
金公園活用事業		●				
金岡公園再整備事業		●				
岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設事業			●			
岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設事業			●			
徹明分団本部建設事業			●			
徹明公民館改築事業			●			
本庁舎跡活用事業			●			
旧若宮町支店跡活用事業			●			
まちなか居住支援事業				●		
大規模小売店舗立地法の特例措置					●	
さんぽde野外ライブ					●	
岐阜まつり協賛道三まつり					●	
岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～					●	
空き店舗対策事業					●	
せんい祭					●	
柳ヶ瀬ジュラシックアーケード					●	
ぎふ市民健康まつり					●	
Wood Go!!					●	
信長楽市					●	
事業創造支援補助金(スタートアップ支援補助金)					●	
リノベーションまちづくり事業					●	
ぎふしスタートアップ支援事業					●	
柳ヶ瀬のエリアプラットフォーム支援					●	
テレビ・ラジオ等による広報					●	
高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン					●	
サンデービルディングマーケット					●	
岐阜市中小企業融資制度 (新産業振興資金・みらい戦略資金)					●	
移動販売車事業					●	
中心市街地活性化支援事業					●	
まちなか活性化活動拠点施設運営事業					●	
岐阜駅周辺イルミネーション事業 (駅とまちを光でつなぐ杜のイルミネーション)					●	
メディコス「文化の広場」交流事業					●	
ビジネス支援事業					●	
図書館発!まちづくり事業					●	
シティプロモーション冊子及びホームページを活用したプロモーション					●	
シビックプライド事業					●	
みんなの森 ぎふメディアコスモス冬刊紙発行					●	
ぎふ柳ヶ瀬夏まつり					●	
歩道の利活用による商店街活性化事業					●	
シェアサイクル事業						●

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

中心市街地活性化に関連した、実践的・試行的な活動の内容は次のとおり。

(1) 「OPEN SPACE LABO IN 金公園」

日常的なオープンスペース（まちなかにある公共空間など）の新たな活用方法を検討するため、公共空間である金公園において令和2年10月2日から1か月間、ハンモックの設置やキッチンカーの誘致、マルシェの開催、スケボーパークの設置などを行う社会実験を実施した。



(2) 「Yanagase PARK LINE」

令和元年度と令和2年度の金華橋通りのトランジットモールに合わせ、道路空間におけるオープンスペースの活用を検討するため実施した。

令和2年度は11月11日から5日間、マルシェやキッチンカー、イス・テーブル、ハンモック、音楽ライブなどとともに、平日のワーキングスペース、フリースペースなど、多様なコンテンツでくつろげ、にぎわう空間を創出した。



(3) 「自動運転バスの継続運行」

公共交通への自動運転技術の導入に向け、自動運転バスによる実証実験を令和元年度から段階的に進めている。令和5年度からは、これまでの検証結果を踏まえ、中心市街地における自動運転バスの5年間の継続運行を実施し、技術を検証するとともに社会受容性の向上を図り、レベル4自動運転の実現を目指す。



[2] 都市計画等との調和

都市計画等、関連計画との整合性については、「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。

[3] その他の事項

○「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」

内閣府が平成30年度から地方自治体のSDGs達成に向けた優れた取り組みを提案した都市を「SDGs未来都市」として選定しており、その中でも特に先導的な取り組みを「自治体SDGsモデル事業」として選定している。

岐阜市は令和3年5月21日に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定された。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」、「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに記載した「実施主体」に記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに記載した「実施時期」に記載。